

「(仮称) 鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案及び内容説明

1 名称

鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例

【説明】

・観光等としているのは、観光だけでなく、スポーツ、ハイキング等様々な目的で鎌倉を訪れたの方にもお守りいただきたいマナー内容であるためこのような記載としています。内容のほか、名称に対するご意見も募集します。

2 目的

この条例は、本市の公共の場所における滞在者等や市民のマナー向上のために、基本理念及び必要な事項を定め、市、市民、事業者、滞在者等の責務を明らかにすることにより、もって良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境を保持することを目的とする。

【説明】

- ・この条例の制定目的を規定しています。
- ・この条例は、市内の公共の場所における主に滞在者等のマナー向上による良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境の保持を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものです。
- ・滞在者等としているのは、3で定義するように滞在者のみならず通過者も含むためです。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 滞在者等 観光旅行者、市内に通勤又は通学をする者、その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 公共の場所 海岸、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所のうち、神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項の規定による神奈川県知事の許可を受け、市長が設置する材木座海水浴場、由比ガ浜海水浴場及び腰越海水浴場及び鎌倉市都市公園条例（昭和41年鎌倉市都市公園条例第25号）に規定する都市公園を除いた場所をいう。
- (5) 公共の場所における迷惑行為 9に掲げる行為をいう。

【説明】

- ・この条例の中で使われる用語のうち認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。
- ・「事業者」については、市内の企業、宗教法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人を指しています。
- ・「滞在者等」については、観光旅行者のみならず、観光目的以外で例えば、スポーツを目的として本市を訪れた人を含み、市民、事業者以外の全ての人となります。
- ・本条例で定義する「公共の場所」からは都市公園や本市で開設している海水浴場を除外しています。これは、海水浴場に適用されるマナー条例や都市公園条例で制限や禁止されている行為について、本条例で改めて迷惑行為として列挙することを避けるためです。
- ・本市で紹介するハイキングコースについては「公共の場所」のうち不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所に包含されます。

4 基本理念

本市が、「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市を目指すため、多くの人から愛され、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるために、市、市民、事業者及び滞在者等がマナー向上に努めるものとする。

【説明】

- ・平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の本市の観光分野の計画である第 3 期鎌倉市観光基本計画では、「誰もが『住んでよかった、訪れてよかった』と思える成熟した観光都市」を目指すことを基本理念として掲げており、本条例でも、マナーの向上を通じてあらゆる主体が連携・協力して、成熟した観光都市を目指すことを基本理念としています。

5 市の責務

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共の場所における迷惑行為の防止に努めるとともにマナーの向上を推進するため市民、事業者、滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとする。

【説明】

- ・この条例において、「市」とは鎌倉市の行政機関のことを指しています。
- ・市は、迷惑行為の防止、マナーの向上を推進するため、また、市民、事業者、滞在者等のマナーに対する意識を高めるため、例えば、SNS による情報発信や看板の設置等必要な施策を実施していきます。

6 市民の責務

市民は、公共の場所における迷惑行為を行わないように努めるとともにマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・マナーの向上は、市の取組だけでできるものではないと考えています。
- ・既に市民は自ら良好な環境の保全及び快適な生活環境の保持を目的としてマナーに配慮していると認識しているものの、事業者、滞在者等も含め、改めて条文の中で、鎌倉市に関わるすべての人の責務を明記することで、「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものです。

7 事業者の責務

- (1) 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めるとともに、この活動について従業員に対する意識の啓発に努めるものとする。
- (2) 事業者は、公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上のため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・ここでは事業者の責務を明記しています。
- ・既に市内の事業者についても、良好な環境の保全及び快適な生活環境の保持を目的としてマナーに配慮していると認識しているものの、「6 市の責務」の説明と同様、改めて責務を明記しています。

8 滞在者等の責務

滞在者等は、公共の場所における迷惑行為を行わないよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・本市を訪れる多くの観光旅行者、市内に通勤又は通学をする方、その他市内に滞在し、又は市内を通過する方の責務を明記しています。
- ・滞在者等については、観光旅行者以外でもスポーツ目的、ハイキング目的で本市を訪れる方も含まれます。

9 迷惑行為

公共の場所における迷惑行為は、次のとおり

- (1) 土地所有者や管理者の許可無く行う次に掲げる行為
 - ア 車道で立ち止まって撮影を行うこと。
 - イ 線路の側等危険な場所で撮影を行うこと。

- ウ 舗装されていない山道等の狭あいな場所のうち既に通路の用に供された公共の場所を利用せず、通路外へ立ち入ること。
 - エ むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
 - オ 火気を使用すること。
 - カ 看板を設置すること。
 - キ 舗装されていない山道等の狭あいな場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。
 - ク 舗装されていない山道等の狭あいな場所や混雑した場所で、走行タイムを競う競技会等を開催すること。
- (2) 次に掲げる行為
- ア 舗装されていない山道等の狭あいな場所や混雑した場所へ自転車、バイク等の車両で歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。
 - イ 他者の衣類を汚損するおそれのある狭あいな場所や混雑した場所で、歩行しながら飲食を行うこと。

【説明】

- ・道路交通法上、道路において交通の妨害となるような方法で立ち止まっていることが禁止されているものの、現在、多くの方々から指摘のある鎌倉高校前駅付近の撮影行為を念頭に置き、市の条例で「車道で立ち止まって撮影を行うこと」を迷惑行為として挙げています。
 なお、鎌倉市の別の条例で禁止されているものについては、本条例の中で改めて迷惑行為として挙げないこととしています。これは、市の定める条例で二つの基準が出来てしまうことを避けるためです。
- ・「線路の側等危険な場所で撮影を行うこと」としては、線路に身を乗り出したり、車道に身を乗り出したりした撮影を想定しています。
- ・「舗装されていない山道等の狭あいな場所のうち既に通路の用に供された公共の場所」とは、従来から道や通路として使われてきた山道で概ね成人の人がすれ違える程度の幅のある場所を想定しています。
 ハイキングコースであれば、コースを外れた場所に進入することで、植物を傷付けてしまうことや、個人宅の庭に入ってしまうこともあることから、このような行為を、迷惑行為として挙げています。
- ・土地所有者や管理者の許可無く「火気を使用すること」や「看板を設置すること」については、火災発生の危険性や看板を設置することによる誤案内発生の危険性を想定しています。
- ・(1)のキ及びクについては、山道等を含む概ね成人の人がすれ違える程度の狭い場所や、市民や滞在者が集中し混雑するような場所で走って歩行者を追い越したり、タイムレースを行うことを迷惑行為として明記するもので

す。

- (1)のキ及びクの「混雑した場所」とは人と人が接触してしまうほどあるいはそれに近い状態の場所を想定しており、ハイキングコースで比較的道幅の広い場所を団体で歩いているような状態も混雑した状況と考えられます。
- (2)のア及びイについては、「危害を及ぼすような乗り入れ」や「衣類を汚損するおそれのある」ような場所での食べ歩きについて触れています。これらの行為は、土地所有者や管理者の許可があったとしても、第三者に不利益が発生するおそれがあり、条例で認められるものではないことから、土地の所有者や管理者の許可の有無に関係なく迷惑行為として示しています。
- ごみのポイ捨て、路上喫煙、深夜花火、自転車放置及び落書きについては別の条例で禁止されており、ここでの記載はしていません。

10 施行日

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- 意見公募手続きを実施後、皆様からいただいたご意見に対する市の考えを示すとともにご意見を参考に策定した条例案を市議会へ提案をします。市議会での審議を経て、承認された後に条例が施行されることとなります。